

〔令和3年度〕「学校法人札幌国際大学 ガバナンス・コード」遵守・実施点検リスト

「○」遵守／実施できている

「△」一部遵守できていない／実施できていない点がある。

「×」遵守／実施できていない

〔令和3年度〕「学校法人札幌国際大学 ガバナンス・コード」遵守・実施点検リスト

「○」遵守／実施できている

「△」一部遵守できていない／実施できていない点がある。

「×」遵守／実施できていない

遵守項目	点検結果	補足説明・備考
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	—	
2-1 理事会	—	
(1) 理事会の役割	—	
① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、本学園の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	○	
② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する本学園における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	○ ○ ○	
③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び本学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に本学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	○ ○	
④ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	○ ○	
⑤ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、本学園に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	○	
⑥ 役員（理事・監事）が本学園又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	○	
⑦ 役員（理事・監事）の本学園に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	○	
⑧ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。	○	
2-2 理事	—	
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	—	
① 理事長は、本学園を代表し、その業務を総理します。	○	
② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置くことができ、各々の役割のほか、理事長の代理権限も明確に定めます。	○	
③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。	○	
④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本学園のため忠実にその職務を行います。	○	
⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	
⑥ 理事は、本学園に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	○	
⑦ 本学園と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	○	

〔令和3年度〕「学校法人札幌国際大学 ガバナンス・コード」遵守・実施点検リスト

「○」遵守／実施できている

「△」一部遵守できていない／実施できていない点がある。

「×」遵守／実施できていない

遵守項目		点検結果	補足説明・備考
(2) 学内理事の役割	（2）学内理事の役割	—	
① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	○	
② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	○	
(3) 外部理事の役割	（3）外部理事の役割	—	
① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	○	
② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	○	
③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○	
2-3 監事	2-3 監事	—	
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	—	
① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	
② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた学校法人札幌国際大学監事監査規程に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた学校法人札幌国際大学監事監査規程に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	○	
③ 監事は、本学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	③ 監事は、本学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	○	
④ 監事は、本学園の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	④ 監事は、本学園の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	○	
⑤ 監事は、理事の行為により本学園に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	⑤ 監事は、理事の行為により本学園に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○	
(2) 監事の選任	(2) 監事の選任	—	
① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	○	
② 監事は2名置くこととします。	② 監事は2名置くこととします。	○	
③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	○	
(3) 監事監査基準	(3) 監事監査基準	—	
① 監査機能の強化のため、学校法人札幌国際大学監事監査規程を作成します。	① 監査機能の強化のため、学校法人札幌国際大学監事監査規程を作成します。	○	
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	○	
③ 監事は、学校法人札幌国際大学監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	③ 監事は、学校法人札幌国際大学監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○	
(4) 監事業務を支援するための体制整備	(4) 監事業務を支援するための体制整備	—	
① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	○	
② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。	② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。	○	
③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	
④ 本学園は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	④ 本学園は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	○	
⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	○	

〔令和3年度〕「学校法人札幌国際大学 ガバナンス・コード」遵守・実施点検リスト

「○」遵守／実施できている

「△」一部遵守できていない／実施できていない点がある。

「×」遵守／実施できていない

遵守項目	点検結果	補足説明・備考
2-4 評議員会	—	
(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。 ① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準 ⑤ 予算外の新たな重要な義務の負担又は権利の放棄 ⑥ 寄附行為の変更 ⑦ 合併 ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散 ⑨ 寄附金品の募集に関する事項 ⑩ その他本学園の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	—	
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	
(3) 評議員会は、本学園の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るために審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	
2-5 評議員	—	
(1) 評議員の選任 ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。 ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 本学園の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 イ 本学園の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のもののうちから、理事会において選任した者 ウ 学識経験者のうちから理事会において選任した者 ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。 ④ 評議員の選任方法は、以下の通りとしています。 ア 本学園の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任 イ 本学園の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のもののうちから、理事会において選任 ウ 学識経験者のうちから理事会において選任	—	
(2) 評議員への情報の提供と充実 ① 本学園は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○	

〔令和3年度〕「学校法人札幌国際大学 ガバナンス・コード」遵守・実施点検リスト

「○」遵守／実施できている

「△」一部遵守できていない／実施できていない点がある。

「×」遵守／実施できていない

遵守項目	点検結果	補足説明・備考
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	—	
3-1 学長	—	
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	—	
① 本学学長は、札幌国際大学学則及び札幌国際大学短期大学部学則の第1条に掲げる目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。	○	
② 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○	
(2) 学長補佐体制（副学長の役割）	—	
① 本学に副学長を置くことができるようにしており、札幌国際大学学則及び札幌国際大学短期大学部学則において「副学長は、学長を助け、命を受けた校務をつかさどる。」としています。また「副学長は、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う。」と同学則に定めています。	○	
② 学部長については、札幌国際大学学則において「副学長が置かれていないときは、あらかじめ学長において指名した学部長は、学長に事故あるときはその職務を代行し、学長が欠けたときはその職務を行う。」としています。	○	
3-2 教授会	—	
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	—	
札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については○○規程札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部学則に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	○	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	—	
4-1 学生に対して	—	
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	—	
① 学部・学科ごとの3つの方針（ポリシー）	—	
ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	○	令和3年度改定済。
イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	○	令和3年度改定済。
ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	○	
② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	○	
③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○	

〔令和3年度〕「学校法人札幌国際大学 ガバナンス・コード」遵守・実施点検リスト

「○」遵守／実施できている

「△」一部遵守できていない／実施できていない点がある。

「×」遵守／実施できていない

遵守項目	点検結果	補足説明・備考
4-2 教職員等に対して	—	
(1) 教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による本学の価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○	
(2) ファカルティ・ディベロップメント：FD ① 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。 ② 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	○ ○	
(3) スタッフ・ディベロップメント：SD ① 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 ② SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ③ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います	○ ○ ○	
4-3 社会に対して	—	
(1) 認証評価及び自己点検・評価 ① 認証評価 平成16（2004）年度から、全ての大学・短期大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	○	
② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	○	令和4年度より自己点検・評価の方法を改善。
③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	△	令和4年度より自己点検その他各種情報の公開を推進・徹底。
(2) 社会貢献・地域連携 ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。 ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての本学の役割を果たすとともに、産学、官学、産官等の結節点として機能します。 ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。 ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。 ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	○ ○ ○ ○ ○	

〔令和3年度〕「学校法人札幌国際大学 ガバナンス・コード」遵守・実施点検リスト

「○」遵守／実施できている

「△」一部遵守できていない／実施できていない点がある。

「×」遵守／実施できていない

遵守項目	点検結果	補足説明・備考
4 - 4 危機管理及び法令遵守	—	
(1) 危機管理のための体制整備	—	
① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。	○	
ア 大規模災害	○	大規模災害も想定した「防災管理規程」整備済。
イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	○	
② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。	○	
ア 学生等の安全安心対策	○	
イ 減災・防災対策	○	
ウ ハラスメント防止対策	○	
エ 情報セキュリティ対策	○	
オ その他のリスク防止対策	○	
③ 事業継続計画の策定に取組みます。	×	令和4年度より検討を開始する。
(2) 法令遵守のための体制整備	—	
① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。	○	
② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	○	
第5章 透明性の確保（情報公開）	—	
5 - 1 情報公開の充実	—	
(1) 地域上の情報公表	—	
公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。	—	
① 教育・研究に資する情報公表	—	
ア 大学・短期大学の教育研究上の目的	○	
イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	○	
ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	○	
エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	○	
オ 教育研究上の基本組織	○	
カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	○	
キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	○	
ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画	○	
ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準	○	
コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	○	

〔令和3年度〕「学校法人札幌国際大学 ガバナンス・コード」遵守・実施点検リスト

「○」遵守／実施できている

「△」一部遵守できていない／実施できていない点がある。

「×」遵守／実施できていない

遵守項目		点検結果	補足説明・備考
サ 授業料、入学科等の大学・短期大学が徴収する費用		○	
シ 大学・短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援		○	
ス 学生が修得すべき知識及び能力		○	
② 学校法人に関する情報公表		—	
ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書		○	
イ 寄附行為		○	
ウ 監事の監査報告書		○	
エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）		○	
オ 役員報酬に関する基準		○	
カ 事業報告書		○	
(2) 自主的な情報公開		—	
法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。		△	下記の通り未公開項目あり
① 教育・研究に資する情報公開		—	
ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数		○	
イ 大学間連携		○	
ウ 地域連携並びに産学官連携		○	
② 学校法人に関する情報公開		—	
ア 中期的な計画		×	令和4年度に経営改善計画を含めた中期
イ 経営改善計画		×	計画の改定版を作成・公表予定。
ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報		○	
(3) 情報公開の工夫等		—	
① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。		△	(1)②は公開済。(2)②については上記の通り改定版を作成・公表予定。
② 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。		○	
③ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。		○	